

○千葉市国民健康保険高額療養費支給申請手続の簡素化に関する要綱

(目的)

第1条 この要綱は、国民健康保険法（昭和33年法律第192号（以下「法」という。）第57条の2に規定する高額療養費の支給申請に関し、国民健康保険法施行規則（昭和33年厚生省令第53号。以下「施行規則」という。）第27条の17の規定により、高額療養費の支給申請に係る手続を省略すること（以下「手続の簡素化」という。）について、必要な事項を定めることを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の定義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 月間の高額療養費 施行規則第27条の16第1項に規定する月間の高額療養費
- (2) 年間の高額療養費 施行規則第27条の17の2第1項及び第27条の17の3第1項に規定する年間の高額療養費

(対象者)

第3条 手続きの簡素化をすることができる者は、法第57条の2の支給に該当する者のうち次の各号いずれか又は全てに該当する者とする。

- (1) 月間の高額療養費に係る支給申請をする者は、国民健康保険料の滞納がない世帯主かつ高額療養費に係る療養のあった月の初日において、国民健康保険法上の世帯主（以下「月間の対象者」という。）とする。
- (2) 年間の高額療養費に係る支給申請をする者は、被保険者が70歳以上で、本市において年間の高額療養費に係る計算期間の全ての外来療養に係る額を把握しており、月間の高額療養費の振込先金融機関口座を指定している国民健康保険法上の世帯主（以下「年間の対象者」という。）とする。

(手続の簡素化)

第4条 月間の対象者は、この要綱の施行日以降に国民健康保険高額療養費支給申請書（様式第1号）（以下「支給申請書」という。）にて、世帯主の振込先金融機関口座を指定し、月間の高額療養費の申請を行い、本市により当該口座の登録を受けることで、登録完了以降の月間の高額療養費の支給申請を省略することができる。

2 年間の対象者は、この要綱の施行日以降に支給申請書にて、世帯主の振込先金融機関口座を指定し、月間の高額療養費の申請を行い、本市により当該口座の登録を受けることで、登録完了以降の年間の高額療養費の支給申請を省略することができる。

(支給決定)

第5条 前条第1項に規定する手続の簡素化をした月間の対象者が、月間の高額療養費の支給に該当した場合は、支給を決定し、当該対象者に国民健康保険高額療養費支給決定通知書(様式第2号)にて通知を行うものとする。

2 前条第2項に規定する手続の簡素化をした年間の対象者が、年間の高額療養費の支給に該当した場合は、支給を決定し、当該対象者に国民健康保険高額療養費支給決定通知(様式第2号)にて通知を行うものとする。

(振込口座の変更若しくは解除又は自動振込の再開)

第6条 世帯主は、高額療養費の振込先口座の変更若しくは解除又は自動振込の再開を希望する場合は、千葉市国民健康保険高額療養費自動振込口座変更申出書(様式第3号)を市長に提出するものとする。

2 前項の規定による変更の申出があったときは、変更後の口座への振込は、当該申出書の提出を受けた日の属する月の翌月以降の支給決定分からとする。

(手続の簡素化の停止)

第7条 第4条に規定する手続の簡素化をした月間の対象者又は年間の対象者(以下「対象者等」という。)から、前条第1項の規定による解除の申出があったときは、手続の簡素化を停止するものとする。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する場合は、手続の簡素化を停止することができるものとする。

- (1) 国民健康保険法上の世帯主に異動があり、対象者等の要件を満たさなくなった場合
- (2) 指定した振込先金融機関口座に高額療養費が振込みできなくなった場合
- (3) 国民健康保険料の滞納がある場合
- (4) 申請の内容に偽りその他不正があった場合

3 前項各号に該当しなくなった場合は、手続の簡素化の停止を解除できるものとする。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和6年12月2日から施行する。

受 付

自動振込

国民健康保険高額療養費支給申請書

自動振込を希望しない場合は、
下記にチェックを記入してください。

年	月	診療分
年	月	処 理

支払区分

既 発 生 額

今回支給額

自動振込に同意しません ☐

自己負担限度額

所得区分・課税状況

＜世帯の受診状況＞

[illegible]

(あて先) 千葉市長

上記のとおり医療費を支払いましたので高額療養費の支給申請をします。

年 月 日

世帯主	被保険者番号											
	住所											
	フリガナ						連絡先					
	氏名						— @ —					
振込先	金融機関名	店番	支店名	口座番号								
	口座名義人（カタカナで記入してください）											

※世帯主口座以外の口座に振込む場合は、下記の委任状欄に住所・氏名を記入してください。

委 任 状

私は上記口座名義人を代理人と定め、高額療養費の受領に関する一切の権限を委任します。

委任者
(世帯主)

住所
氏名

※国保使用欄

領収書紛失	
領収書紛返却希望	

領収書確認済み	確認者
医療機関支払確認済み	確認者

様式第2号
—国民健康保険高額療養費支給決定通知書—

先に申請のありました、国民健康保険高額療養費について支給決定しましたので通知いたします。

振込日	年 月 日
金融機関名	
支店名	
診療年月	年 月
支給決定額	円

様

被保険者番号

年 月 日

電話番号

印

C N 30060 D

整理番号

(裏面)

国民健康保険給付金の支給決定通知について

先に申請のありました給付金の支給について、表記のとおり決定しましたので通知します。

◆審査請求等について

- 1 この決定についての審査請求は、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、千葉県国民健康保険審査会に対してすることができます。
- 2 この決定の取消しを求める訴訟は、この決定についての審査請求に対する裁決を経た後でなければ提起することができませんが、次のいずれかに該当するときは、裁決を経ないで、千葉市を被告として提起することができます。ただし、(1)の場合を除き、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、提起しなければなりません。
 - (1)審査請求があった日から3か月を経過しても裁決がないとき。
 - (2)決定、決定の執行又は手続きの続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。
 - (3)その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。

交通事故にあったら

交通事故など第三者(加害者)から受けたケガ・病気の治療は、加害者が負担するのが原則です。やむをえず国民健康保険で治療を受けるときは、届出が必要です。

国民健康保険高額療養費自動振込口座変更申出書

年 月 日

被保険者記号・番号		—	
申 請 者 主 世帯主	住 所		
	フリガナ		
	氏 名		
	連 絡 先	電話番号(日中の連絡先)	— —
		電子メールアドレス	@

※世帯主以外の方が申請する場合は、委任状が必要になります。

【口座変更申出の場合】※解除の場合は記入不要です。

振 込 先	金融機関名	店 番	支店名	預金種別
				普通 ・ 当座
	口座番号		口座名義人（カタカナで記入してください）	

※世帯主口座以外の口座は、指定できません。

(あて先) 千葉市長

☐ **変更** 上記のとおり、高額療養費の自動振込先の口座変更を申し出ます。☐ **解除** 高額療養費の自動振込先の口座登録の解除を申し出ます。☐ **再開** 高額療養費の自動振込の再開を申し出ます。

申請者氏名 _____ (※)

(※) 本人が手書きしない場合は、記名押印してください。

【留意事項】

次に掲げる事項のいずれかに該当したときは、当該変更届にかかわらず、自動振込が停止になります。

- ・世帯主が変更または死亡したとき ・国民健康保険の被保険者記号・番号が変更になったとき
- ・国民健康保険料の滞納が確認されたとき ・指定の口座に振込できなくなったとき